

平成 17 年 11 月 4 日
文 部 科 学 省

(臨床心理士について)

(12) 犯罪被害者等に関する専門的知識・技能を有する臨床心理士の養成等

文部科学省において、犯罪被害者等に関する専門的な知識・技能を有する臨床心理士の養成及び研修について、「臨床心理士の資質向上に関する調査研究」において、犯罪被害者等に対する支援活動についての調査研究を実施し、その結果に基づき、財団法人日本臨床心理士資格認定協会等に働きかけ、犯罪被害者等に関する専門的知識・技能を有する臨床心理士の養成及び研修の実施を促進する。

御意見どおり修正。

(18) 少年被害者に対する学校におけるカウンセリング体制の充実等

ア 文部科学省において、少年被害者を含む児童生徒の心のケアに資するよう、スクールカウンセラーの適正な配置や資質の向上、「子どもと親の相談員」の配置など、学校におけるカウンセリング体制を充実するとともに、少年被害者を含む児童生徒に対し個々の状況に応じた必要な学習支援を促進していく。【文部科学省】

イ 文部科学省において、~~スクールカウンセラーをはじめ~~学校の教職員が一体となって、~~関係機関や地域の人材と連携しつつ~~、犯罪等の被害を受けた児童生徒の相談等に的確に対応できるよう、犯罪等の被害に関する教職員やスクールカウンセラーに対する研修を支援するとともに、~~各学校における取組を引き続き促進する。~~

ウ 文部科学省において、犯罪等の被害を受けた児童生徒に対する心のケアについても、大学の教職課程におけるカウンセリングに関する教育及び教員に対するカウンセリングに関する研修内容に含めるなどその内容の充実を図るよう促す。

削除: 研修等を通じ

削除: し

削除: (緑色再掲部)

削除: を

イについては、犯罪等の被害を受けた児童生徒に的確に対応するため、各学校における取組として、管理職、教員、スクールカウンセラーや養護

教諭を含め、学校が一体となって取り組むことや、外部の関係機関、地域の専門家等と連携することが重要であるため、そのような取組を促すことを明確化した。また、スクールカウンセラーの配置や「子どもと親の相談員」の配置は、アと重複するため、削除した。

ウについては、大学の教職課程や教員に対する研修において、カウンセリングに関する科目の中で犯罪被害者等に係る授業を行うことは現在でも可能であり、各大学等の取組を促していくこととしたい。